

(ルート1,2用)

# 静岡県建築構造設計指針適合状況チェックシート

※  部分への記入をお願いします。

## 1. 案件概要

適合判定通知日	
適合判定通知番号	
(1) 建築物の名称	
(2) 棟番号	
(3) 構造設計者	
(4) 建築場所(市町名のみ)	
(5) 延べ面積	
(6) 最高の高さ	
(7) 階数	
(8) 構造	
(9) 構造計算の区分	

※案件概要については、これらが明示された書類(適合判定通知書の写し等)を添付すれば記載不要です。

## 2. 静岡県建築構造設計指針への適合状況

(1) 静岡県建築構造設計指針への準拠		一部準拠、または準拠しない理由 (※建築主が考える理由)
選択欄(該当箇所に「○」)		
<input type="checkbox"/> 準拠		
<input type="checkbox"/> 一部準拠		
<input type="checkbox"/> 準拠しない		
注) 「準拠」とは、本チェックシート「4.各規定への適合状況」の規定だけでなく、静岡県建築構造設計指針の各規定全てに準拠した場合が該当する。		

## 3. 計算結果(ルート1,2用)

ルート1,2	
(1) 許容応力度計算結果(応力度/許容応力度)	
(a) 柱の値(最も大きい部分に限る)	<input type="checkbox"/>
(b) 梁の値(最も大きい部分に限る)	<input type="checkbox"/>
注) 各階及び各方向における許容応力度計算結果のうち、最大値を記入する。	

建築物の名称:

4. 各規定への適合状況(ルート1,2用)

棟番号:

	番号	指針項目	適用	適合状況	備考欄
共通事項	1	<b>2.5.3用途係数(I)</b> 構造計算における地震力について、用途係数を考慮しているか	公共的建築物		
	2	<b>2.5.5建築物の各種付属部分の地震力</b> 各種付属部分について、表2.5-5に定める設計用震度を考慮しているか	付属部分がある建築物		※2mを越えない突出部にあっても適用される
	3	<b>3.1.5,4.1.7エキスパンション・ジョイント</b> エキスパンション・ジョイントの離隔幅を(3.1-1)式,(4.1-1)式により決定しているか	鉄骨造建築物 RC造建築物		※詳細な検討を行った場合も適合とする
鉄骨造	S01	<b>3.2.2構造計算の各ルートの適用範囲</b> 剛性率 $\geq 0.60$ 、偏心率 $Re \leq 0.15$ を確認し、規定値を超える場合は、 $F_{es}$ による応力割増しが行わ	ルート1-1		
	S02	局部座屈の防止、柱脚部の破断防止が検討されているか	ルート1-1		
	S03	<b>3.3.1平板要素の幅厚比及び鋼管の径厚比</b> 軸組筋かい材について幅厚比・径厚比の基準に適合しているか	軸組筋かい材がある		
	S04	<b>3.3.2横座屈に対する補剛</b> 技術基準解説書に示された方法を割増して検討がされているか			
	S05	横座屈補剛材の必要補剛剛性と必要補剛力が、(3.3-1)式、(3.3-2)式により検討されているか	横補剛材が存在する場合		※検討が付されていないものは×とする
	S06	<b>3.4.3柱及びはりの継手</b> 柱又は梁端に最も近いボルト孔位置において、 $\alpha$ $\beta$ による割増しを適用して検討しているか	材端に継手がある場合		
	S07	(1)応力方向のボルト本数を3本以上 (2)フランジの断面欠損率25%以下 (3)ちぎれ破断を考慮した設計			
	S08	<b>3.4.4柱脚</b> 露出柱脚:側方破壊に留意した設計か	露出柱脚によるもの		
	S09	根巻柱脚: (1)柱せいの3倍以上の根巻を確保 (2)配筋の規定	根巻柱脚によるもの		
	S10	埋込柱脚: (1)柱せいの2倍以上を埋込む (2)配筋の規定、かぶり厚の規定	埋込柱脚によるもの		※詳細な検討を行った場合も適合とする
木造	W01	<b>6.2.7耐力壁</b> 県指針表6.2-6から表6.2-8における割増しを適用しているか(地盤種別、偏心)	令第46条第4項が適用されるもの		
	W02	<b>6.4.1構造計算を必要とする軸組木造建築物に求められる事項</b> 和小屋形式の小屋組における振れ止めの間隔は4m以内としているか	和小屋形式の小屋組によるもの		※詳細な検討を行った場合も適合とする
	W03	耐力壁の短期許容せん断耐力の上限は、13.72kN/mであるか			※詳細な検討を行った場合も適合とする

注) 当該規定に適合する場合は○、適合しない場合は×を記す。適用のない場合は-とする。

建築物の名称:

棟番号:

	番号	指針項目	適用	適合状況	備考欄
鉄筋コンクリート造	RC 01	<b>4.2.2構造計算の各ルートの概要</b> 延べ面積が500㎡を超える場合は偏心率 $Re \leq 0.30$ としているか	ルート1		※偏心率が0.3を超える場合はルート3とする
	RC 02	延べ面積が500を超える建築物で、 $0.15 < Re \leq 0.3$ の場合は、各部材のせん断設計時設計用せん断力を割増しているか	ルート1		※せん断設計において、 $n$ の値を2.5以上とし、短期許容せん断力算定における $Q_y$ を $Q_u$ とする。
	RC 03	<b>4.4.2はりの設計</b> 境界ばり、直交ばりとなる梁は、梁の両端に曲げ降伏が生じた時のせん断力 $Q_y$ を考慮した式にてせん断設計を行っているか	ルート1、ルート2		
	RC 04	10mを超える梁は設計しない。やむを得ず設計する場合は、ひび割れモーメント等の検討を行うか、指針に示す検討を行っているか			※ひび割れモーメントの検討を行わない場合は、指針P4-19の各規定を参照
	RC 05	<b>4.4.3柱の設計</b> できるだけ多くの中子筋を入れ、溶接閉鎖型せん断補強筋又はスパイラル筋を用いているか	地上階数5以上		※地上階数5階未満の場合は、十分な余長を持つ135°フックを有するせん断補強金でも可
	RC 06	柱の引張鉄筋比は1.0%以下とする	ルート1、ルート2		
	RC 07	柱の引張鉄筋比が0.8%を超えた場合は、付着割裂破壊の検討を行う			
	RC 08	軸力 $0.35BDFC$ を目安として、これを超える軸力が作用する柱は中子筋を配筋する			
	RC 09	すみ柱は2方向からの荷重の同時作用を考慮して、十分ゆとりある設計を行う			※具体的な検討方法は、指針Q&Aを参照
	RC 10	<b>4.4.4耐力壁の設計</b> 横筋のせん断補強筋比は0.4%以上、縦筋のせん断補強筋比は0.25%かつ横補強筋のせん断補強筋比の1/2以上とし、鉄筋の間隔は25cm以下とする			
基礎	基礎 01	<b>7.1.2異種の基礎</b> 異種基礎とする場合の検討 (1)沈下量、変形量の差の影響 (2)異種基礎間境界部の上部構造の補強 (3)エキスパンションジョイントなどの措置 (4)地盤改良や小径杭の検討	全ての建築物		※原則異種基礎は採用してはならない。
	基礎 02	<b>7.1.5地盤の液状化</b> 液状化の検討における検討用加速度は中地震 $200\text{cm/s}^2$ 、大地震 $350\text{cm/s}^2$ とし、マグニチュードは7.5とする	地下水位以深に砂質土層がある場合		
	基礎 03	<b>7.3.1杭の許容支持力</b> 杭先端のN値は杭先端の下部1dから上部4dまでの範囲のN値を基本とする	杭基礎による建築物		※詳細な検討を行った場合も適合とする
	基礎 04	先端支持層の厚さ、根入れ深さは下記のいずれかによる (1)杭径(根固めがある場合は根固め径)の5倍以上の範囲で、先端下部の1d部分の平均N値(支持層N値)と同等以上であること (2)杭径(根固めがある場合は根固め径)の3倍以内の範囲で、先端下部の1d部分の平均N値と同等以上であり、且、3倍より下のN値が基礎杭の先端下部のN値の60%以上の砂質土、砂礫土であること	杭基礎による建築物		※評価などを受けた工法による場合や、詳細な検討を行った場合も適合とする

注) 当該規定に適合する場合は○、適合しない場合は×を記す。適用のない場合は-とする。